

令和2年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 29件	
1	令和2年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	令和2年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	令和2年度秋田市市有林会計予算の件	
4	令和2年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	令和2年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	令和2年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	令和2年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	令和2年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	令和2年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	令和2年度秋田市学校給食費会計予算の件	
11	令和2年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	令和2年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	令和2年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	令和2年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	令和2年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	令和元年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	
19	令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
20	令和元年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
21	令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
22	令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
23	令和元年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件	
24	令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	

25	令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件	○資料別紙
26	令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	
27	令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
28	令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
29	令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
「 条 例 案 」 20件		
30	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市長等の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を令和2年12月まで延長する。 2 市長等の給料月額を減ずる特例措置の期間を令和3年4月30日まで延長する。 ○施行期日 令和2年4月1日から
31	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 期末手当の額を減ずる特例措置の期間を令和2年12月まで延長する。 2 給料月額を減ずる特例措置の期間を令和3年4月30日まで延長する。 ○施行期日

令和2年4月1日から

32 秋田市文化創造館条例を設定する件

○設定理由

文化創造館（以下「創造館」という。）を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 本市の文化力および市民の創造力を生かして新たな価値を生み出し未来に向けた文化を創造する活動（以下「文化創造活動」という。）の拠点として、市民一人ひとりが創造力を育み、発揮する機会を提供し、もって市民協働による文化創造のまちの実現を図るため、創造館を設置する。
- 2 創造館の施設を専用して利用しようとする者等は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 3 創造館のカフェ等の営業者は、創造館の設置の目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力等を有する者等でなければならないこととする。
- 4 創造館の管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- 5 専用利用者（6の(1)および(2)の施設の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、創造館の利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととする。
- 6 創造館の利用料金は、次の表に定める額の範囲内とする。

(1) スタジオ等の利用料金

施設	利用料金（限度額）	
	単位	金額
スタジオA1	1時間につき	3,850円
スタジオA2		880円
スタジオA3		2,200円
スタジオB		1,100円
コミュニティスペース	1平方メートル1時間につき	5円

備考

- 1 この表の施設欄に掲げる施設および(2)の表に掲げる施設以外の施設を専用して利用する場合の利用料金の限度額は、1平方メートル1時間につき5円とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。
- 4 展示等の準備又は展示物等の撤去等のため、スタジオ等の利用を許可された場合

の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の5割に相当する額とする。

(2) カフェ等の利用料金

施設	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額
カフェ	基本料金	1月に	15,400円
	加算料金	つき	当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額
ショップ	基本料金		15,400円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

- 1 カフェ又はショップの利用料金の限度額は、それぞれその基本料金の限度額に加算料金の限度額を加えて得た額とする。
- 2 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。
- 3 カフェ又はショップの利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。
- 7 創造館の利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。
- 8 創造館の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めること等とする。
- 9 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、創造館の利用料金を減免することができることとする。
- 10 指定管理者が行う業務は、創造館における文化創造活動の企画、実施および支援ならびに市民協働による文化創造のまちの実現に資する催しの企画および運営に関すること等とする。
- 11 1から10までのほか、利用料金の不還付、利用の制限、目的外利用等の禁止、特別の設備等の許可、原状回復の義務、損害賠償の義務、指定管理者が行う管理の基準等について規定する。

○施行期日
規則で定める日から

33 秋田市印鑑条例の一部を改正する件

○改正理由
印鑑登録の資格要件等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 15歳未満の者および意思能力を有しない者は、印鑑登録を受けることができないこととする。
- 2 市長は、後見開始の審判を受けた者の印鑑登録を抹消したときは、書面によりその旨を通知することとする。
- 3 その他規定を整備する。

		<p>○施行期日 公布の日から</p>
34	秋田市介護保険条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保健福祉事業について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 市は、保健福祉事業として、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業等を行うこととする。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
35	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）：平成30年6月27日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 薬局の開設の許可申請に係る手数料等の適正化を図るとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 薬局開設許可申請手数料等の額を改める。 2 毒物及び劇物取締法の一部改正（平成30年法律第66号）に伴い、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和2年7月1日から。ただし、2は同年4月1日から</p>
36	秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 旅館業の施設等の衛生措置の基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 旅館業の施設および公衆浴場の衛生措置の基準を改めるとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>

<p>37 秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例を設定する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）：令和元年6月19日公布、政令で定める日施行 ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第151号）：令和元年11月7日公布、令和2年6月1日施行 	<p>○設定理由 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正（令和元年法律第39号）に伴い、動物愛護管理担当職員に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市における動物の愛護および管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くこととする。 2 動物愛護管理担当職員は、動物愛護管理員および動物愛護管理技術員とすることとする。 3 動物愛護管理員および動物愛護管理技術員の資格要件について規定する。 <p>○施行期日 令和2年6月1日から</p>
<p>38 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）：令和元年6月7日公布、一部を除き令和2年4月1日施行 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）：令和元年10月3日公布、令和2年4月1日施行 	<p>○改正理由 児童福祉法の一部改正（令和元年法律第26号）等に伴い、放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の適用期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の適用期間を令和5年3月31日まで延長する。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
<p>39 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号を利用することができる事務から、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務を削る。 2 特定個人情報を利用して処理することができる事務から、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務を削るとと

		<p>もに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和2年5月1日から</p> <p>○改正理由 浄化槽法の一部改正（令和元年法律第40号）に伴い浄化槽管理士に対する研修の機会の確保等について定めるとともに、浄化槽保守点検業者の欠格要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽保守点検業者の欠格要件に、暴力団員等に該当する場合等を加える。 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対して、市長が指定する研修の機会を確保しなければならないこと等とする。 3 浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならない浄化槽管理士に関する特例について規定する。 4 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和2年4月1日から。令和5年3月31日までの間における浄化槽管理士に関する経過措置を規定する。</p>
40	<p>秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）：令和元年6月19日公布、一部を除き政令で定める日施行</p> <p>・浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第106号）：令和元年9月11日公布、令和2年4月1日施行</p>	
41	<p>秋田市商工業振興条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 奨励措置の適用対象者の拡大を図るため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 情報通信関連事業所等の建物の賃借による新設等について、奨励措置の対象となる区域の範囲を改める。</p> <p>○施行期日等 令和2年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>42 秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件</p> <p>・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）：平成30年6月22日公布、一部を除き政令で定める日施行</p> <p>・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第292号）：平成30年10月17日公布、令和2年6月21日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>卸売市場法の一部改正（平成30年法律第62号）に伴い、中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者等の業務に関する規制を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。 2 卸売業者の許可の取消し、事業の譲渡し、事業報告書の提出等について規定する。 3 仲卸業者および売買参加者の資格要件を緩和する。 4 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととする。 5 卸売業者は、売買取引の条件等をインターネットの利用等により公表しなければならないこととする。 6 卸売業者は、仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売、市場外にある物品の卸売、卸売の相手方としての物品の買受け等をしたときは、市長に届け出なければならないこととする。 7 仲卸業者は、その許可に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に届け出なければならないこととする。 8 卸売業者は、相手方との契約に基づく支払方法等により決済を行うこととする。 9 仲卸業者等は、買い受けた物品の代金を卸売業者が指定した決済の方法等により支払わなければならないこととする。 10 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、指導および助言をすることができることとする。 11 市長は、卸売業者の財産の状況につき
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

43 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件
・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）：平成30年6月22日公布、一部を除き政令で定める日施行
・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第292号）：平成30年10月17日公布、令和2年6月21日施行

- 必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができることとする。
- 12 その他規定を整備する。
- 施行期日等
令和2年6月21日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
- 改正理由
卸売市場法の一部改正（平成30年法律第62号）等に伴い、公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者等の業務に関する規制を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの
- 改正要旨
- 1 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。
 - 2 卸売業者の許可の取消し、事業の譲渡し、業務の相続、事業報告書の提出、せり人の届出等について規定する。
 - 3 仲卸業者および売買参加者の資格要件を緩和する。
 - 4 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととする。
 - 5 卸売業者は、売買取引の条件等をインターネットの利用等により公表しなければならないこととする。
 - 6 卸売業者は、仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売、卸売の相手方としての物品の買受け等をしたときは、市長に届け出なければならないこととする。
 - 7 卸売業者は、販売の委託引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならないこととする。
 - 8 仲卸業者は、その承認に係る生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に届け出なければならないこととする。
 - 9 卸売業者は、相手方との契約に基づく

		<p>支払方法等により決済を行うこととする。</p> <p>10 仲卸業者等は、買い受けた物品の代金を卸売業者が指定した決済の方法等により支払わなければならないこととする。</p> <p>11 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、指導および助言をすることができることとする。</p> <p>12 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和2年6月21日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
44	秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 占用料の額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 占用料の額を改定する。</p> <p>○施行期日等 令和2年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
45	秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）：令和元年11月7日公布、一部を除き令和元年11月16日施行	<p>○改正理由 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）に伴い、低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅等の共用部分について簡易な評価方法を用いる場合の低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を改める。 共同住宅等の共用部分について簡易な評価方法を用いる場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を改める。 <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>

46	<p>秋田市営住宅条例の一部を改正する件</p> <p>・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）：平成29年6月2日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 公営住宅法の一部改正（平成29年法律第45号）に伴い、市営住宅の明渡請求に係る利息の割合を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居した場合の明渡請求に係る利息の割合を、年5分の割合から法定利率に改める。</p> <p>○施行期日等 令和2年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
47	<p>秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する件</p> <p>・民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第183号）：平成30年6月6日公布、令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 土地区画整理法施行令の一部改正（平成30年政令第183号）に伴い、清算金の分割徴収等に係る利子の利率を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率について、法定利率以内で財政融資資金の貸付けに係る利率と同一の利率とすること等とする。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
48	<p>秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 河辺砂子渕農業集落排水施設の廃止等に伴い、農業集落排水事業の排水人口等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 農業集落排水事業の排水人口および1日最大処理能力を改める。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
49	<p>秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 河辺砂子渕農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p>

		<p>農業集落排水施設の名称等から河辺砂子 淵農業集落排水施設を削り、同施設の区域 を河辺三内農業集落排水施設の区域に加え る。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
	「 単 行 案 」 9 件	
50	公立大学法人秋田公立美術大学定 款の一部を変更する件	<p>○公立大学法人秋田公立美術大学の役員の 職務の追加による役員の定数の見直しに伴 い、定款の一部を変更しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
51	包括外部監査契約を締結する件	<p>○令和2年度の包括外部監査契約を締結し ようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的 当該契約に基づく監査およ び監査の結果に関する報告 ・契約の期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日 ・契 約 金 額 6,688,000円を上限とする額 ・契約の相手 吉岡順子(資格：公認会計士) <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
52	秋田市東部市民サービスセンター の指定管理者を指定する件	<p>○東部市民サービスセンターの指定管理者 を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 東部地域づくり協議会 ・指定の期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
53	秋田市檜山地区コミュニティセン ターの指定管理者を指定する件	<p>○檜山地区コミュニティセンターの指定管 理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 檜山地区コミュニティセンター管理運 営委員会 ・指定の期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

		※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
54	秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
55	秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 仁井田地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和2年6月1日～令和7年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
56	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 2路線 延長103.10m ・認定後の市道路線延長 約2,020.8km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
57	奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定を締結する件	○都市計画道路泉外旭川線道路新設事業に伴い、奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近におけるこ道橋新設工事の施行に関する協定を締結しようとするもの
	・工事場所	秋田市泉菅野一丁目地内ほか
	・協定金額	5,879,940,000円
	・協定の相手方	秋田市中通七丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員秋田支社長 木村英明
		※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

<p>58 秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ火災復旧ほか工事請負契約を締結する件</p>	<p>○秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ火災復旧ほか工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地3 ・契約金額 1,315,270,000円 ・契約先 日鉄エンジニアリング株式会社 ・工期 令和2年12月25日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 現状復旧工事 火災対策強化工事 <ul style="list-style-type: none"> 火災発生検知機能の強化 消火散水機能の強化 コンベアベルトの難燃化 排煙機能の追加 大規模改修工事 <ul style="list-style-type: none"> 部品交換 オーバーホール <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
<p>「追加提案」</p>	
<p>「人事案」 6件</p>	
<p>59 秋田市教育委員会教育長の任命について同意を求める件</p>	<p>○教育長佐藤孝哉氏の任期満了（令和2年5月12日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項</p>
<p>60 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件</p>	<p>○教育委員会委員石田英憲氏の任期満了（令和2年3月31日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項</p>
<p>61 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価審査委員会委員山陰逸郎氏の辞任（令和2年3月31日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p>

		るもの ・任期 残任期間(令和3年5月12日まで) ※提出根拠法：地方税法第423条第3項
62	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員浅野進氏の任期満了（令和2年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
63	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員熊谷鉄美氏の任期満了（令和2年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
64	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○令和元年10月31日付けで人権擁護委員を辞任した渡部育子氏の後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項